



五管区水路通報第19号

174項-180項

令和5年5月19日

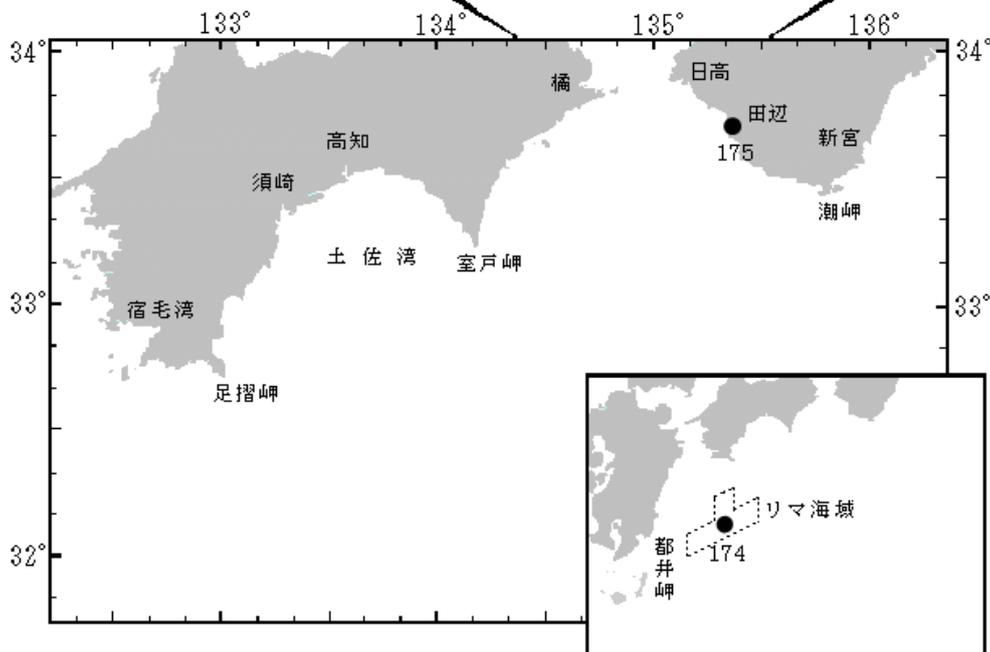
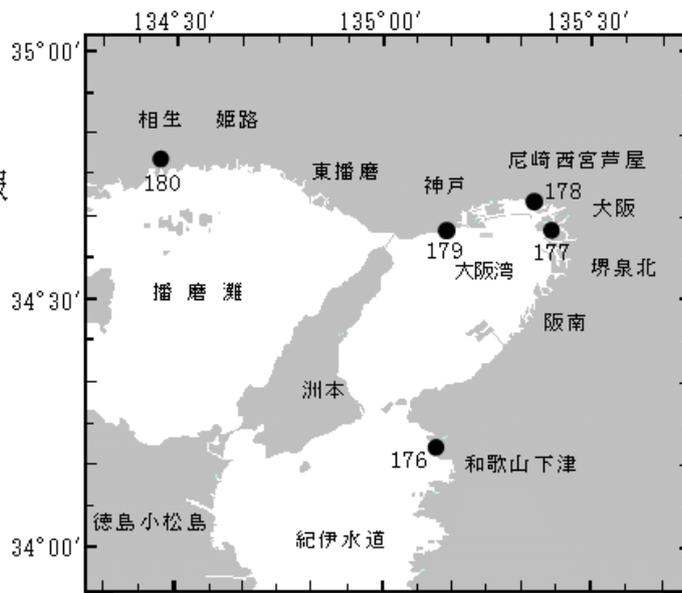
※本通報に使用している経度、緯度は世界測地系(WGS-84)に基づいています。

第174項	四国南岸	足摺岬南方(リマ海域及び付近)	射爆撃訓練
第175項	本州南岸	田辺港、第1区	標識灯復旧
第176項	和歌山下津港	和歌山区、第1区、外港及び南区	掘下げ作業
第177項	阪神港	大阪区、第2区	浮棧橋沈没
第178項	阪神港	尼崎西宮芦屋区、第2区	海底輸送管移設
第179項	阪神港	神戸区、第4区	消波ブロック据付工事
第180項	瀬戸内海	相生港	航泊禁止区域設定

五管区水路通報

第19号

索引図



※項数は、太平洋で実施される訓練から先に付与します。

※五管区水路通報に関するお問合せはこちらまで

〒650-8551 神戸市中央区波止場町1-1

第五管区海上保安本部海洋情報部監理課情報係

TEL:078-391-6651(内線2515、2516) FAX:078-332-6307(自動受信)

<p>五管区水路通報 バックナンバー</p>	<p>水路通報等の解説</p>	<p>水路測量実施区域</p>
		
<p>小型船舶実技講習 ヨット等レース区域 (年間を通して実施)</p>	<p>定置漁具の敷設情報</p>	<p>海上保安庁による訓練実施海域 (年間を通して実施)</p>
		

★5年174項 四国南岸 — 足摺岬南方(リマ海域及び付近) 射爆撃訓練

自衛隊航空機による空対空射撃訓練及び空対水爆撃訓練が実施される。

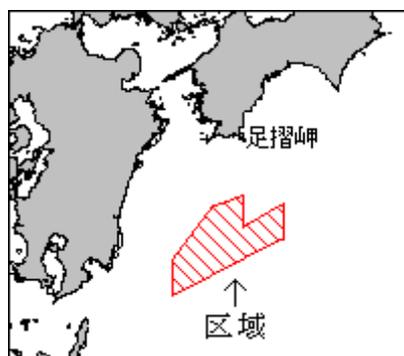
期間 令和5年6月1日～30日まで(土曜、日曜及び祝日を除く) 0800～1700

区域 下記10地点により囲まれる区域

- (1) 32-09-13N 132-59-51E
- (2) 31-48-13N 132-59-51E
- (3) 32-02-13N 133-29-51E
- (4) 31-42-13N 133-29-51E
- (5) 31-04-13N 132-07-51E
- (6) 31-25-13N 132-07-51E
- (7) 31-30-43N 132-09-21E
- (8) 32-00-13N 132-34-51E
- (9) 32-03-13N 132-37-51E
- (10) 32-01-43N 132-37-51E

海図 W157

出所 防衛省防衛政策局



★5年175項 本州南岸 — 田辺港、第1区 標識灯復旧

五管区水路通報3年1号4項削除

田辺港において、消灯していた赤色標識灯は復旧した。

位置 33-43-05N 135-22-52E

海図 W74

出所 五本部海洋情報部



★5年176項 和歌山下津港 — 和歌山区、第1区、外港及び南区 掘下げ作業

中ふ頭付近において、潜水士・グラブ浚渫船等による掘下げ作業が実施される。

期間 令和5年5月24日～8月24日(予備日含む) 日出～日没

区域 下記3地点付近

- (1) 34-13-00N 135-08-26E
- (2) 34-12-52N 135-08-05E

(3) 34-12-22N 135-08-21E

備考 灯付浮標(YLt) (34-12-51.6N 135-08-07.5E) が撤去される
警戒船を配備
国際信号旗「A」旗を掲揚
海図 W1150 (JP共)
出所 和歌山下津港長



★5年177項 阪神港 — 大阪区、第2区 浮棧橋沈没

安治川河口において、浮棧橋が沈没している。

区域 下記2地点を結ぶ線上
(1) 34-39-31.1N 135-25-58.1E
(2) 34-39-31.3N 135-25-59.2E

備考 黄色灯付浮標により明示されている
海図 W123 (JP共)
出所 大阪海上保安監部



★5年178項 阪神港 — 尼崎西宮芦屋区、第2区 海底輸送管移設

五管区水路通報5年7号68項関連
新川河口にある海底輸送管(水)は下記のとおり移設された。

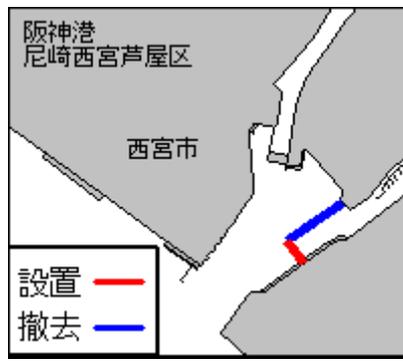
1. 撤去

区域 下記2地点を結ぶ線上
(1) 34-43-12.3N 135-20-41.8E
(2) 34-43-14.5N 135-20-45.7E (岸線上)

2. 敷設

区域 下記2地点を結ぶ線上
(3) 上記(1)位置
(4) 34-43-11.0N 135-20-43.0E (岸線上)

海図 W1107 (JP共)
出所 五本部海洋情報部



★5年179項 阪神港 — 神戸区、第4区 消波ブロック据付工事

五管区水路通報4年19号282項関連

南防波堤において、潜水士・起重機船等による消波ブロック据付工事が実施されている。

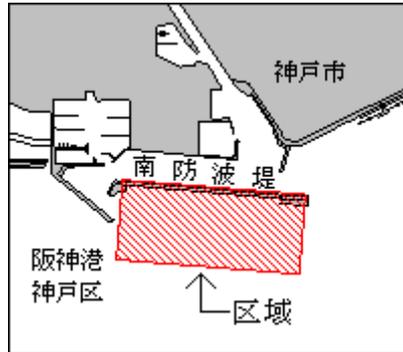
期 間 令和5年5月31日まで 日出～日没

区 域 34-38-22N 135-08-04E 付近

備 考 国際信号旗「A」旗を掲揚
警戒船を配備

海 図 W101B(JP共)

出 所 阪神港長



★5年180項 瀬戸内海 — 相生港 航泊禁止区域設定

相生港において、船舶の航泊が禁止される。（当該作業に従事する船舶及び官公庁所属の船舶を除く。）

期 間 令和5年5月27日 1930～2050（又は花火打上げ終了時）

区 域 下記5地点及び陸岸により囲まれる区域
 (1) 34-48-00N 134-28-06E（岸線上）
 (2) 34-47-55N 134-28-04E
 (3) 34-47-56N 134-27-58E
 (4) 34-48-09N 134-27-45E
 (5) 34-48-13N 134-27-54E（岸線上）

備 考 令和5年5月26日1500～28日1730までの間、上記区域内において花火大会に伴う準備作業及び海上行事（ペーロン競漕）が実施される

(1)及び(2)の間に船舶進入防止用工作物が設置される

区域明示用の黄色灯付浮標を設置

警戒船を配備

海 図 W111（相生港）

出 所 姫路海上保安部長公示第5-1号(05.5.15)

